

天理駅前広場及び天理市自転車等駐車場指定管理候補者 選定要領

1 指定候補者選定の流れ

(1) 市長からの諮問

市長は、指定候補者の選定について、天理市公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に対して諮問を行う。

(2) 募集要項等及び審査方法の説明（第1回選定委員会）

施設担当課の募集要項や仕様書等の説明及び事務局からの審査方法等の説明を聞いて、不明な点、難解な点について質疑を行う。

(3) 指定管理の候補者選定（第2回選定委員会）

各申請者によるプレゼンテーションを実施し、申請書類の不明な点及び書類からでは読み取れない部分を中心に聞き取りを行った上で、申請書類に対する評価とプレゼンテーションそのものについての評価を行い、指定管理の候補者を選定する。

(4) 委員会からの答申

指定候補者の選定について、市長に答申する。

(5) 指定候補者の選定及び選定結果の公表

市長は、選定委員会からの答申を受けて、指定候補者の選定を行うとともに、選定結果の公表を行う。

※ 選定委員会の役割は、上記(2)～(4)まで。

2 選定方法

選定委員会における指定管理者の候補者の選定は、各申請者から提出された申請書類について、審査基準表に記載されている評価項目等に基づいて点数評価を行い、その集計の結果最も高い評価を得た申請者を指定管理の候補者に選定する。

(1) 選定委員会前の仮評価

各申請者から提出された申請書類及びプレゼンテーションについての評価は、天理駅前広場及び天理市自転車等駐車場指定管理候補者選定評価・採点シート（以下「評価シート」という。）により行うこととし、各選定委員は、事前に申請書類について可能な範囲で仮評価を行った上で、選定委員会に臨むこととする。

(2) プレゼンテーションの実施

指定管理の候補者を選定するにあたり、各選定委員が、申請書類の内容等について正確に理解するため、各申請者によるプレゼンテーションを実施する。

① プレゼンテーションは、各選定委員が、申請書類の内容等について正確に理解し、指定管理の候補者選定がより実質的かつ公平なものとなることを目的に実施するものであるため、プレゼンテーション用の追加資料の配布は認めないこととする。

② プレゼンテーションは、1団体あたり概ね60分を持ち時間として、申請者からの説明を30分、質疑応答を概ね30分でそれぞれ実施する。質疑応答については、委員の正確な理解が目的であるため、持ち時間に捉われず柔軟に運用する。

(3) 評価について

各申請書類の評価は、審査基準に基づき、申請書類等の内容を絶対評価し、次の配点により評価を行う。その際、選定委員は、自己の評価（点数）と当該評価をするに至った理由等を、評価シートの評価欄（b）及びコメント欄にそれぞれ記載するものとする。

点数	内容
5点	特に優れている（高い効果が認められる）
4点	優れている（効果が認められる）
3点	ふつう（項目を満たしている）
2点	やや劣っている（効果があまり認められない）
1点	劣っている（効果が認められない）
0点	妥当でない（不適當）

(4) 評価点の集計と候補者の選定

各委員の採点結果（得点）を「集計表」にて集計を行って優劣を判断します。優劣の判断方法は、各委員の事業者ごとの合計得点に順位を付したうえで、1位の獲得数が一番多い事業者を最優秀提案者とし、次点者を優秀提案者とし、また、1位の獲得数が同数の場合は、各事業者の獲得総得点の多少で優劣を判断し、獲得総得点も同数の場合は、収支予算書の指定管理料の総額で優劣を判断します。それでも、優劣が決しない場合は、委員長の決するところによることとします。

3 選定委員会における話し合いについて

① 学識経験者の見解等の聴取

委員長は、プレゼンテーションを実施する前に、各選定委員の評価の参考とするため、学識経験を有する委員に対して、申請者の財務状況等の分析結果や事業

の継続性等に対する見解等を求めるものとする。

② 評価に先立つ話し合いについて

選定委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、各申請者によるプレゼンテーション終了後で評価を行う前に、提案内容やプレゼンテーションの内容に係る話し合いの時間を設け、各委員の疑問点を解消するとともに、評価の基準等に関する共通認識を形成するものとする。

③ 集計後の話し合いについて

申請者に対する評価がすべて終了し、集計結果が出た後において、各選定委員間の評価に大きな差が生じている場合など、再度の話し合いが必要であると委員長が判断する場合、委員長は再度話し合いの時間を設けることができるものとする。

④ 評価の修正

各選定委員は、選定委員会が指定管理の候補者を選定するまでの間においては、自己が付した評価について、委員長の許可を得て、いつでも修正を行うことができるものとする。

4 審査結果等の公表について

市長による指定候補者の選定後、ただちに選定委員会における審査結果及び事業計画書を市ホームページにて公表する。